

芦屋市からのお知らせ

芦屋市ホームページ <http://www.city.ashiya.lg.jp/>

くらし

高額医療・高額介護合算制度について

医療保険と介護保険の両方を利用し、その自己負担額が高額になっている世帯の負担を軽減する制度です。対象となる世帯には、2月下旬に案内通知を送付しますので、申請方法などをご確認ください。
※平成27年8月から平成28年7月の間に加入している医療保険が変更になったかたなど、お知らせできない場合もあります。

■申請方法

【案内通知が届いたかた】

申請書に必要事項を記入・押印し、案内通知に同封している返信用封筒に入れて郵送してください。

【この制度に該当すると思われる

案内通知が届いていないかた】

平成28年7月31日時点で加入していた医療保険の窓口で申請してください。市内にお住まいの後期高齢者医療の被保険者のかたは保険課後期高齢者医療係で、芦屋市国民健康保険の被保険者のかたは同課保険係で受け付けます。

申請には「被保険者証」、「印鑑」、「振込先口座を確認できるもの(通帳等)」が必要です(加入している医療保険に変更があったかたは以前の保険での「自己負担額証明書」も必要です。振込先口座が被保険者名義以外の場合は委任状または受領申立書等が必要な場合もあります。)

- 問い合わせ 保険課後期高齢者医療係 ☎38-2037
- 保険課保険係 ☎38-2035
- 高齢介護課管理係 ☎38-2046

環境処理センターへのごみの持ち込み・予約はお早めに！

■持ち込みごみの予約

(12月9日～平成29年1月10日)

12月1日(木)から持ち込み希望日の前日までに予約をお願いします。

※当日予約や予約の無いごみの持ち込みはできません。

※12月31日～平成29年1月3日は予約できません。

予約センター ☎32-5375

■予約受付時間

月～金曜日(祝日含む)・午前9時～午後4時30分
※12月19日～30日は、大変混み合い、つながりにくくなります。

■持ち込みごみの受付時間

【月～金曜日】(祝日含む)
午前9時～11時30分/午後1時～4時30分

【土曜日】午前9時～午後0時30分

※12月31日・正午(午後0時)～1月3日は、持ち込めません。
※12月28日～31日は、持ち込みの車で大変混み合いますのでご了承ください。

【パイプラインの年末年始の稼働状況】

12月31日・正午(午後0時)から1月4日午前9時までは、ごみの輸送を休止します。30日(金)までに計画的に投入してください。

この期間内、青(緑)ランプ点灯時は投入できます。満杯等により赤ランプが点灯時はごみを投入できません。

※年末年始のごみ収集については広報あしや12月15日号でご確認ください。

- 問い合わせ 環境施設課 ☎32-5391

まちづくり

第12回 オープンガーデン2017 参加者大募集！！

芦屋の春を彩る「オープンガーデン2017」を開催します。今年度は121カ所のご参加を頂きました。さらに多くかたの参加をお待ちしています。

来年度もスタンプラリーを同時開催します。参加者には、賞品(プレゼント)を用意してお待ちしています。お気軽にご参加ください。

■開催期間 平成29年5月13日～21日・午前10時～午後4時(予定)

■内容 開催日に庭先および管理地を公開

■対象 自宅の庭を公開していただけるかた(道路から見るだけでも可)・自治会やグループで管理している公園・公共の花壇・店舗※自薦・他薦を問いません※開催期間中、数日の公開でも可

■応募方法 所定の申請用紙に記入の上、パンフレットに掲載する写真(サービス版)を添えて12月26日(月)〈必着〉までに郵送または直接持参で下記へ

■問い合わせ

公園緑地課 ☎38-2065(〒659-8501 住所不要)

「オープンガーデン2017パンフレット」掲載の有料広告募集

■募集期間 12月1日～26日

■掲載場所 オープンガーデン2017パンフレット

■発行 平成29年4月

■使用期間 平成29年5月13日～21日(9日間)

■印刷部数 13,000部

■広告料 1枠(縦34mm×横132mm)15,000円

■募集枠数 10枠程度

■問い合わせ 公園緑地課 ☎38-2065

外壁を塗り替える場合は申請が必要です！

市は市内全域を「芦屋景観地区」(平成21年7月1日から)もしくは「芦屋川特別景観地区」(平成24年4月1日から)に指定しています。良好な景観を守るため、戸建ての住宅でも外壁や屋根の色彩基準を設けています。

リフォームなどで外壁の塗り替えをする場合にも、景観法に基づく認定申請を行い、形態意匠の制限への適合について、審査を受ける必要があります。手数料等は不要ですが、審査には約1週間必要となります。

- 問い合わせ 都市計画課まちづくり係 ☎38-2109

防災・安全

12月1日～31日 年末特別火災警戒を実施

【全国统一標語】

★「消しましょう その火その時 その場所で」

【阪神間統一標語】

★「火災から人命を守ろう」

年末の火災多発期を迎え、「年末特別火災警戒」を実施します。この時期は空気が乾燥し、出火しやすく火災が広がりやすい気候となる上、暖房器具など火気を使用する機会が多くなります。ちょっとした不注意で火災を起こさないよう、火の取り扱いには1人1人が注意しましょう。

《放火を防ぎましょう》

①外出時には戸締まりをし、家の回りには燃えやすいものを置かないようにしましょう。

②ごみは決められた日の朝に出しましょう。

③家の回りはいつも、なるべく明るくしておきましょう。

※自治会・管理組合などの消防訓練等をご希望の場合は、下記へお問い合わせください。

- 問い合わせ 消防本部警防課 ☎32-2345

市政

行政相談委員が総務大臣表彰を受賞しました

行政相談委員(総務大臣委嘱)の山村昇氏が、永年にわたる委員活動の業績が特に顕著で他の模範とするに足りると認められ、総務大臣表彰を受賞されました。

- 問い合わせ お困りです課 ☎38-5401

社会教育関係団体登録の申請

■受付日時・場所 12月9日～26日(平日・執務時間内)までに生涯学習課へ ■登録承認の有効期間 平成29年3月1日～平成30年8月31日

■登録要件 ◆公(国または地方公共団体)の支配に属さない団体であること。◆社会教育に関する事業を行うことを主たる目的として、自主的かつ主体的に活動を行い、次の行為を行わない団体であること。①営利を目的とした事業または営利事業を援助する行為②特定の政党の利害に関する行為③公の選挙に関し特定の候補者を支持し、またはこれに反対する等の政治的行為④特定の宗教を支持し、または特定の教派、宗派、もしくは教団を支

下記の登録の要件に該当し、新規登録を希望する団体やグループは、申請手続きをしてください。

援する行為

◆団体の組織および運営に関し、次の要件を備えていること。①過去1年以上の実績があり、継続的かつ計画的に活動を行い、事業の成果が地域社会に還元されることが期待できる活動であること②組織および活動に参加を希望する者が新たに加わることができること③構成人員が10人以上で、市内在住・在勤・在学の者が6割以上であること④主たる活動の場および活動の本拠として事務所を芦屋市内に有すること⑤原則として代表者が芦屋市内に在住、在勤または在学していること⑥組織および活動のための会則(あるいは規約)を有すること

申し込み・問い合わせ 生涯学習課 ☎38-2091

⑦代表者および役員が、その活動に起因する対価を得ることがないこと⑧活動のための自己財源および独自の経理機構を有すること

■必要な書類 ①芦屋市社会教育関係団体登録申請書(様式第1号)②事業報告書・収支決算書(様式第2号)③事業計画書・収支予算書(様式第3号)④会員名簿(様式第4号)⑤社会教育活動報告書(様式第5号)⑥会則(団体で使用のもの)⑦芦屋市ホームページ団体掲載用原稿

※必要書類の様式は、生涯学習課で配布および市ホームページでダウンロードできます。